

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公表番号】特表2006-525063(P2006-525063A)

【公表日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2006-506632(P2006-506632)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/06 (2006.01)

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/06

A 6 1 M 29/02

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月13日(2007.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上方端および下方端を有する第1管状本体と、

上方端および下方端を有する第2管状本体と、

第1管状本体の上方端と第2管状本体の上方端との間に有する可撓性連結部とを含み、管状本体が可撓性連結部の周囲を動いて並行関係になった時に各上方端が半円開口部を規定するように、第1および第2管状本体の上方端が構成されている、自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項2】

可撓性連結部がポリマー製ヒンジを含む、請求項1に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項3】

可撓性連結部が織物層を含む、請求項1に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項4】

可撓性連結部がePTFEを含む、請求項1に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項5】

可撓性連結部がダクロン(Dacron)を含む、請求項1に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項6】

可撓性連結部が縫合糸を含む、請求項1に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項7】

可撓性連結部がワイヤループを含む、請求項1に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項8】

可撓性連結部が自己伸張可能なワイヤフレームを含む、請求項7に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項9】

可撓性連結部が、第1管状本体中の第1フレーム部分を第2管状本体中の第2フレーム部分に枢動可能に連結するワイヤループを含む、請求項8に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項10】

ワイヤループがフレームと一体化している、請求項9に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項11】

ワイヤループがフレームから独立している、請求項9に記載の自己伸張可能な分岐部移植片。

【請求項12】

装置遠位端および装置近位端を有し、その遠位端が遠位開口部を規定し、近位端が近位開口部を規定している第1管状セグメントと、

同様に装置遠位端および装置近位端を有し、その遠位端が遠位開口部を規定し、近位端が近位開口部を規定している第2管状セグメントと、

第1および第2管状セグメントの遠位端を連結する可撓性リンクとを含み、

前記第1および第2管状セグメントが自己伸長可能に構成されている人工血管。

【請求項13】

第1および第2管状セグメントの遠位開口部が、1つの直線的側部を持つD字状であり、リンクが、第1および第2管状セグメントの直線的側部の間に配される、請求項12の人工血管。

【請求項14】

第1管状セグメントおよび第2管状セグメントが管状支持体およびスリーブを含む、請求項12の人工血管。

【請求項15】

管状支持体の少なくとも一部分が第1および第2管状セグメントの遠位端で露出される、請求項14の人工血管。

【請求項16】

第1および第2管状セグメントの遠位開口部がそれぞれに内側部を含み、リンクが第1および第2管状セグメントの内側部の間に配される、請求項15の人工血管。

【請求項17】

スリーブの遠位縁部が、第1および第2管状セグメントの外側縁部から第1および第2管状セグメントの内側に向かって、遠位方向に次第に細くなる、請求項15の人工血管。

【請求項18】

第1管状セグメントまたは第2管状セグメントを通って少なくとも1つの延長部に血液が流れ込むことができるよう、第1管状セグメントまたは第2管状セグメントの装置近位端に係留できるようになっている少なくとも1つの延長部をさらに含む、請求項12の人工血管。